六　海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおける第一号から第三号までに掲げる者に準ずるものの職

七　前号に規定する職のほか、外国の学校における第一号から第三号までに掲げる者に準ずるものの職

八　少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）による少年院又は児童福祉法による児童自立支援施設（児童福祉法等の一部を改正する法律（平成九年法律第七十四号）附則第七条第一項の規定により証明書を発行することができるもので、同条第二項の規定によりその例によることとされた同法による改正前の児童福祉法（以下この号において「旧児童福祉法」という。）第四十八条第四項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。）において矯正教育又は指導を担当する者（旧児童福祉法第四十四条に規定する救護院（同法第四十八条第四項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。）において指導を担当する者を含む。）の職

九　児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設及び法第三条第三項に規定する連携施設を構成する保育機能施設の長の職

十　児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設及び法第三条第三項に規定する連携施設を構成する保育機能施設において児童の保育に直接従事する職員の職

十一　児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設及び法第三条第三項に規定する連携施設を構成する保育機能施設の事務職員の職

十二　児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業、同条第十一項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第十二項に規定する事業所内保育事業（以下この条において「家庭的保育事業等」という。）の管理者の職

十三　家庭的保育事業等において児童の保育に直接従事する職員の職

十四　家庭的保育事業等における事務職員の職

十五　第一号から前号までに掲げるもののほか、国又は地方公共団体において教育（教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育以外の教育を含む。以下この号において同じ。）若しくは児童福祉に関する事務又は教育若しくは児童福祉を担当する国家公務員又は地方公務員（単純な労務に雇用される者を除く。）の職

十六　外国の官公庁における前号に準ずるものの職

第十三条　国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園の園長の任命権者又は国及び地方公共団体以外の者が設置する幼保連携型認定こども園の設置者は、幼保連携型認定こども園の運営上特に必要がある場合には、前条の規定にかかわらず、法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の目的を実現するため、当該幼保連携型認定こども園を適切に管理及び運営する能力を有する者であって、前条に規定する資格を有する者と同等の資質を有すると認めるものを園長として任命し、又は採用することができる。

（幼保連携型認定こども園の副園長及び教頭の資格）

第十四条　前二条の規定は、副園長及び教頭の資格について準用する。

（幼保連携型認定こども園の設置の認可の申請又は届出等）

第十五条　幼保連携型認定こども園の設置についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次に掲げる事項を記載した書類及び法第十三条第一項の条例で定める要件に適合していることを証する書類を添えてしなければならない。

一　目的

二　名称

三　所在地

四　園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面

五　幼保連携型認定こども園の運営に関する規程（第三項及び次条において「園則」という。）

六　経費の見積り及び維持方法

七　開設の時期

2　法第十六条の届出を行った市町村又は法第十七条第一項の認可を受けた者は、前項各号に掲げる事項（市町村にあっては第一号及び第六号に掲げる事項を除く。）を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長）に届け出なければならない。

3　前項の規定による園則の変更は、次条に掲げる事項に係る園則の変更とする。

（幼保連携型認定こども園の園則に記載すべき事項）

第十六条　園則には、少なくとも、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項

二　教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項

三　保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項

四　利用定員及び職員組織に関する事項

五　入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項

六　保育料その他の費用徴収に関する事項

七　その他施設の管理についての重要事項

（幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の認可の申請又は届出）

第十七条　幼保連携型認定こども園の廃止又は休止についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次に掲げる事項を（休止についての認可の申請又は届出の場合にあっては第四号に掲げる事項を除く。）記載した書類を添えてしなければならない。

一　廃止又は休止の理由

二　園児の処置方法

三　廃止の期日又は休止の予定期間

四　財産の処分

（幼保連携型認定こども園の設置者の変更の認可の申請又は届出）

第十八条　幼保連携型認定こども園の設置者の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、当該設置者の変更に関係する者が連署して、変更前及び変更後の第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに変更の理由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。ただし、新たに設置者となろうとする者が成立前の地方公共団体である場合においては、当該成立前の地方公共団体の連署を要しない。